

## 那須町お試しサテライトオフィス及びお試し移住住宅設置要綱

令和2年10月5日

告示第170号

### (目的)

第1条 この要綱は、那須町の空き家等を利活用し、移住定住の促進を図るため、町が行う那須町お試しサテライトオフィス及び那須町お試し移住住宅(以下「お試しサテライトオフィス等」という。)の適正な管理運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 法人、団体、グループ及び個人事業主
- (2) サテライトオフィス 企業等が拠点となるオフィスから離れた場所に開設するオフィスであって、情報通信技術を活かし、遠隔勤務ができるよう環境を整えたオフィスをいう。
- (3) お試し移住住宅 那須町における日常的な生活を体験させる居住環境を整えた住宅をいう。

### (名称及び位置)

第3条 お試しサテライトオフィス等の名称及び位置は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 名称 那須町お試しサテライトオフィス及び那須町お試し移住住宅(伊藤台)  
位置 那須町大字高久乙3369番地481
- (2) 名称 那須町お試しサテライトオフィス(黒田原)  
位置 那須町大字寺子丙3番地105

### (対象者)

第4条 お試しサテライトオフィス等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 那須町においてサテライトオフィスの開設を検討している企業等
- (2) 那須町に移住を検討している者
- (3) その他、お試しサテライトオフィス等の利用について、町長が必要と認めたる者

### (利用申請)

第5条 お試しサテライトオフィス等を利用しようとする者は、利用しようとする日の14日前までに那須町お試しサテライトオフィス及びお試し移住住宅利用申請書(様式第1号)及

び那須町お試しサテライトオフィス及びお試し移住住宅利用申請に関する誓約書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(利用の可否)

第6条 町長は、前条に規定する利用申請書を受理したときには、すみやかに申請内容を審査し、お試しサテライトオフィス等の利用の可否について、那須町お試しサテライトオフィス及びお試し移住住宅利用(許可・不許可)書(様式第3号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により、利用を許可した場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(利用期間)

第7条 お試しサテライトオフィス等を利用できる期間は、3日以上1週間までとする。

2 前条第1項の規定による利用許可を受けた者(以下「利用者」という)は、利用期間の延長を希望するときには、利用期間の満了する前日までに那須町お試しサテライトオフィス及びお試し移住住宅利用延長申請書(様式第4号)を町に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する利用延長申請書を受理したときは、すみやかに申請内容を審査し、適当と認めるときは、1週間を限度として利用期間を延長するものとする。ただし、再延長はできないものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外にお試しサテライトオフィス等を利用し、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の不許可)

第9条 町長は、お試しサテライトオフィス等の利用の申請をする者が次のいずれかに該当するときは、お試しサテライトオフィス等の利用を許可しないものとする。

- (1) 政党又は政治活動を行う者
- (2) 宗教活動又は宗教団体としての活動を行う者
- (3) 貸金又は消費者金融事業を行う者
- (4) 商品先物取引に関する事業を行う者
- (5) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠療法その他これらに類する方法で商品の販売を行う者
- (6) 消費者センター等の公的機関に苦情がある又は紛争となっている者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業(専ら飲食を主体とする食堂及びレストラン等の営業を除く。)、性風俗

関連特殊営業又は接客業務受託営業の者

- (8) 法令等に違反する活動又はそのおそれのある活動を行う者
- (9) 公序良俗に反する活動又はそのおそれのある活動を行う者
- (10) 人権侵害となる活動又はそのおそれのある活動を行う者
- (11) 那須町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)に抵触する又はそのおそれのある者
- (12) 用途の変更を伴う利用があると認められるとき。
- (13) その他お試しサテライトオフィスの目的に合致しないと判断される活動を行う者  
(利用許可の取消し等)

第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お試しサテライトオフィス等の利用の許可の取消し、又は利用の停止を命じることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 許可を受けた目的以外に利用することが明らかなとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 許可を受けた後において、前条各号の規定に違反したとき。
- (5) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により利用の許可の取消し、又は利用の停止を命ぜられたことにより利用者が受けた損害について、町長は一切の責任を負わないものとする。

3 町長は、第1項の利用の許可の取消しにより損害を受けたときは、利用者に対して、損害賠償を求めることができる。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町長が依頼するお試しサテライトオフィス等の利用に係るアンケート、ヒアリング等に協力すること。
- (2) お試しサテライトオフィス等及びその附属施設を損傷し、又は汚傷しないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用許可書に付されている条件を遵守すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が指示する事項

(利用料金)

第12条 お試しサテライトオフィス等の利用料金(光熱水費、備品等)は無料とする。ただし、利用者が自ら取り付ける設備、その他生活に必要な経費については、利用者が負担するも

のとする。

(特別の設備)

第13条 利用者は、お試しサテライトオフィス等に特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ町長の許可を受けたときは、利用者の負担において特別の設備を設けることができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、お試しサテライトオフィス等の利用を終了したとき又は第10条の規定により利用の許可の取消し、又は利用の停止を命ぜられたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

(立入り)

第15条 町長はお試しサテライトオフィス等の防火、火災の延焼、構造の保全、その他管理上必要があると認めるときは、指定した職員をお試しサテライトオフィス等及び敷地内に立ち入らせることができるものとする。

2 利用者は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、故意又は過失によりお試しサテライトオフィスの躯体、設備又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由等町長が認めた場合は、この限りでない。

(退出)

第17条 町長は、この要綱に違反した者又は指示に従わない者に対して、退出を命ずることができる。

(事故等の賠償)

第18条 町長は、利用者がその利用中の自己の過失により負傷し、又は死亡したときは、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、お試しサテライトオフィス等の管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から適用する。